大阪市環境影響評価条例施行規則

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 平成11年４月26日  大阪市規則第65号  令和５年５月25日  大阪市規則第87号 |

目　次

第１章　総　則（第１条－第３条）

第２章　方法書（第４条－第10条）

第３章　準備書（第11条－第23条）

第４章　評価書（第24条－第27条）

第５章　評価書の公告及び縦覧後の手続（第28条－第37条）

第６章　対象事業の内容の変更等（第38条・第39条）

第７章　環境影響評価その他の手続の特例（第40条－第47条）

第８章　雑　則（第48条・第49条）

附　則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（対象事業）

第３条　条例第２条第２項の市規則で定める事業は、別表第１の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件のいずれかに該当する１の事業とする。

第２章　方法書

（方法書の記載事項）

第４条　条例第７条第１項第５号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　対象事業の実施に際し条例第15条第２項に規定する免許等又は特定届出が必要とされる場合にあっては、当該免許等又は特定届出の種類及びその根拠となる法令又は条例の規定

⑵　対象事業の計画の策定の経緯

⑶　環境の保全及び創造のための措置として講ずることを予定している措置

（方法書の提出）

第５条　条例第７条第２項の規定により同条第１項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下これらを「方法書等」という。）を提出しようとする事業者は、方法書等に次に掲げる事項を記載した提出書を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

⑵　対象事業の名称

（方法書の公告）

第６条　条例第８条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称、種類及び規模

⑶　対象事業の実施を予定している区域

⑷　環境影響評価の実施を予定している地域

⑸　方法書等の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

⑹　方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により提出することができる旨

⑺　条例第９条第１項の意見書の提出先及び提出期限

⑻　その他市長が必要と認める事項

（方法書の縦覧場所）

第７条　条例第８条の規定により方法書等の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

⑴　大阪市環境局環境管理部

⑵　事業者の主たる事務所その他の事業者が提供し得る場所

⑶　その他市長が指定する場所

（方法書についての意見書の記載事項）

第８条　条例第９条第１項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称

⑶　方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

（事業者の見解書の記載事項）

第９条　条例第９条第３項の規定による書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称

⑶　条例第９条第１項の意見についての見解

（方法書についての市長の意見の提出期間）

第10条　条例第10条第１項の市規則で定める期間は、条例第９条第１項の意見書の提出期間満了の日の翌日から起算して60日とする。

第３章　準備書

（準備書の記載事項）

第11条　条例第13条第１項第９号の市規則で定める事項は、第４条第１号及び第２号に掲げる事項とする。

（準備書の提出）

第12条　条例第13条第２項の規定により環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下これらを「準備書等」という。）を提出しようとする事業者は、準備書等（準備書等を補足する書類がある場合にあっては、当該書類を含む。）に第５条各号に掲げる事項を記載した提出書を添えて市長に提出しなければならない。

２　条例第13条第２項の市規則で定める時期は、別表第２の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為（同欄に２以上の行為が掲げられている場合にあっては、これらの行為のうちいずれか最初に行われる行為）が行われる時とする。

（準備書の公告）

第13条　第６条の規定は、条例第15条第１項の規定による公告について準用する。この場合において、第６条第４号中「環境影響評価の実施を予定している地域」とあるのは「条例第14条に規定する関係地域」と、同条第５号中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、同条第６号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第７号中「第９条第１項」とあるのは「第17条第１項」と読み替えるものとする。

（準備書の縦覧場所）

第14条　第７条の規定は、条例第15条第１項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第７条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

（説明会の開催等）

第15条　事業者は、条例第16条第１項の規定により同項に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催する場合には、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。

２　条例第16条第２項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　第６条第１号から第３号までに掲げる事項

⑵　条例第14条に規定する関係地域（以下「関係地域」という。）

⑶　説明会の開催を周知する地域及びその方法

３　事業者は、条例第16条第２項の規定により説明会の開催を周知しようとするときは、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の適切な方法を用いなければならない。

４　条例第16条第３項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　第９条第１号及び第２号に掲げる事項

⑵　説明会を開催した日時及び場所

⑶　説明会に参加した者の数

⑷　事業者及び説明会に参加した者の陳述の要旨

５　条例第16条第４項の事業者の責めに帰することができない事由であって市規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

⑴　災害、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること

⑵　事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

⑶　その他市長がやむを得ないものとして認めるもの

６　事業者は、条例第16条第４項の規定により説明会を開催することができない場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

⑴　第９条第１号及び第２号に掲げる事項

⑵　説明会を開催することができない理由

⑶　説明会の開催に代えて準備書の記載事項を周知する地域及びその方法

（準備書についての意見書の記載事項）

第16条　第８条の規定は、条例第17条第１項の意見書について準用する。この場合において、第８条第３号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（事業者の見解書の記載事項）

第17条　第９条の規定は、条例第17条第３項の規定による書面について準用する。この場合において、第９条第３号中「第９条第１項」とあるのは「第17条第１項」と読み替えるものとする。

（公聴会の開催等）

第18条　条例第18条第１項の規定による公聴会（以下「公聴会」という。）は、関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において公聴会を開催することができる。

２　市長は、公聴会を開催するときは、公聴会の開催を予定する日の20日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

⑴　第９条第１号及び第２号に掲げる事項

⑵　公聴会の開催を予定する日時及び場所

⑶　公聴会において意見を述べようとする者は次条第１項の期間内に同項に規定する公述申出書を市長に提出しなければならない旨

⑷　その他市長が必要と認める事項

３　市長は、前項の規定による公告をしたときは、速やかにその旨を事業者に通知するものとする。

（公述の申出等）

第19条　公聴会において意見を述べようとする者は、前条第２項の規定による公告の日から起算して14日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　公聴会において意見を述べようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

⑵　公聴会において述べようとする意見の要旨

２　市長は、前項の規定により公述申出書を提出した者が多数ある場合において、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定し、又は意見を述べる時間を定めることができる。

３　市長は、前項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を定めたときは、速やかにその旨を第１項の規定により公述申出書を提出した者に通知するものとする。

（公聴会の運営）

第20条　公聴会を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、本市職員のうちから市長が指名する。

２　主宰者は、公述人が準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その陳述を制限することができる。

３　主宰者は、前項に定めるもののほか、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、公聴会の議事を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じ、又は傍聴人の入場を制限する等必要な措置を執ることができる。

（公聴会を開催しない場合の措置）

第21条　市長は、第19条第１項の期間内に公述申出書の提出がないため公聴会を開催する必要がなくなったとき又は災害その他やむを得ない事由により公聴会を開催することができなくなったときは、速やかにその旨を事業者に通知するとともに、公聴会の開催を予定していた場所にその旨を掲示する等適切な方法により、公聴会を開催しないことを周知するものとする。

（事業者の見解書の記載事項）

第22条　第９条の規定は、条例第19条後段の規定による書面について準用する。この場合において、第９条第３号中「条例第９条第１項の」とあるのは「条例第19条に規定する公述意見書に記載された」と読み替えるものとする。

（準備書についての市長の意見の提出期間）

第23条　条例第20条第１項の市規則で定める期間は、条例第17条第１項の意見書の提出期間満了の日の翌日から起算して90日とする。

第４章　評価書

（評価書の記載事項）

第24条　条例第21条第１項第６号の市規則で定める事項は、第４条第２号に掲げる事項とする。

（評価書の提出）

第25条　条例第21条第２項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）を提出しようとする事業者は、評価書に第５条各号に掲げる事項を記載した提出書を添えて市長に提出しなければならない。

（評価書の公告）

第26条　条例第22条第１項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　第６条第１号から第３号までに掲げる事項

⑵　関係地域

⑶　評価書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

⑷　その他市長が必要と認める事項

（評価書の縦覧場所）

第27条　第７条の規定は、条例第22条第１項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第７条中「方法書等」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第５章　評価書の公告及び縦覧後の手続

（事後調査計画書の記載事項）

第28条　条例第25条第１項第５号の市規則で定める事項は、対象事業の実施を予定している区域及び実施計画とする。

（事後調査計画書の提出）

第29条　条例第25条第２項の規定により同条第１項に規定する事後調査計画書（以下「事後調査計画書」という。）を提出しようとする事業者は、事後調査計画書に第５条各号に掲げる事項を記載した提出書を添えて市長に提出しなければならない。

（事後調査計画書の公告）

第30条　条例第25条第３項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　第６条第１号から第３号までに掲げる事項（対象事業の種類及び規模を除く。）

⑵　事後調査計画書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

（事後調査計画書の縦覧場所）

第31条　条例第25条第３項の規定により事後調査計画書の写しを縦覧に供する場所は、第７条第１号に掲げる場所とする。

（工事着手の届出）

第32条　条例第26条の規定により対象事業に係る工事着手の届出をしようとする事業者は、第１号様式による工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第33条　条例第27条の規定により対象事業に係る工事完了の届出をしようとする事業者は、第２号様式による工事完了届出書を市長に提出しなければならない。

（事後調査報告書の提出）

第34条　条例第28条第３項の規定により同項に規定する事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を提出しようとする事業者等（同項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）は、事後調査報告書に第５条各号に掲げる事項を記載した提出書を添えて市長に提出しなければならない。

（事後調査報告書の記載事項）

第35条　条例第28条第３項第５号の市規則で定める事項は、対象事業の実施状況及び事後調査の結果に対する事業者等の評価とする。

（事後調査報告書の公告）

第36条　条例第28条第４項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　対象事業の名称

⑶　対象事業を実施した区域

⑷　事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

（事後調査報告書の縦覧場所）

第37条　条例第28条第４項の規定により事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所は、第７条第１号に掲げる場所とする。

第６章　対象事業の内容の変更等

（対象事業の内容の変更の届出等）

第38条　条例第30条第１項（第41条第２項の規定により読み替えて適用される場合及び条例第35条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする事業者、都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第１項、第22条第１項若しくは第87条の２第１項の規定により都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）又は大阪港港湾管理者（次条第１項及び第２項において「事業者等」という。）は、第３号様式による対象事業等変更届出書を市長に提出しなければならない。

２　条例第30条第１項ただし書の市規則で定める軽微な変更は、変更後の対象事業に係る環境影響（条例第２条第１項に規定する環境影響をいう。）の範囲又は程度が当該変更前と比較して拡大しないことが明らかであると認められる変更とする。

３　条例第30条第１項ただし書の市規則で定める変更は、前項に規定する変更及び環境への負荷の低減を目的とする変更とする。

４　条例第30条第２項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　第６条第１号及び第２号に掲げる事項

⑵　変更前の対象事業の実施を予定していた区域又は当該対象事業を実施した区域

⑶　変更の内容

⑷　その他市長が必要と認める事項

５　前各項の規定は、条例第32条第２項において準用する条例第30条第１項の規定による届出、条例第32条第２項において準用する条例第30条第１項ただし書の市規則で定める軽微な変更、条例第32条第２項において準用する条例第30条第１項ただし書の市規則で定める変更又は条例第32条第２項において準用する条例第30条第２項の規定による公告について準用する。

（対象事業の廃止等の届出等）

第39条　事業者等は、条例第31条第１項第１号（第41条第２項の規定により読み替えて適用される場合及び条例第35条第２項において準用する場合を含む。）に該当することとなったときは、第４号様式による対象事業廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

２　事業者等は、条例第31条第１項第２号（第41条第２項の規定により読み替えて適用される場合及び条例第35条第２項において準用する場合を含む。）に該当することとなったときは、第５号様式による対象事業等非該当届出書を市長に提出しなければならない。

３　事業者は、条例第31条第１項第３号に該当することとなったときは、第６号様式による対象事業引継届出書を市長に提出しなければならない。

４　条例第31条第２項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　第９条第１号及び第２号に掲げる事項

⑵　従前の対象事業の実施を予定していた区域又は当該対象事業を実施した区域

⑶　条例第31条第１項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

⑷　条例第31条第１項第２号に該当した場合にあっては、当該変更の内容

⑸　条例第31条第１項第３号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

５　前各項の規定は、条例第32条第２項において準用する条例第31条第１項の規定による届出又は条例第32条第２項において準用する条例第31条第２項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第３号から第５号までの規定中「条例第31条第１項」とあるのは「条例第32条第２項において準用する条例第31条第１項」と読み替えるものとする。

第７章　環境影響評価その他の手続の特例

（都市計画に定められる対象事業等に関する特例）

第40条　条例第33条の規定により都市計画決定権者が行う環境影響評価その他の手続については、第38条第１項並びに前条第１項及び第２項に定めるほか、次条から第45条までに定めるところによる。

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続）

第41条　条例第33条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、第23条並びに第39条第３項及び第４項第５号の規定は、適用しない。

２　条例第33条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第７条、第９条から第17条まで、第19条から第22条まで、第30条及び第31条（第１項第３号及び第３項を除く。）の規定の適用については、条例第７条第１項中「事業者は、対象事業」とあるのは「大阪市環境影響評価条例施行規則（平成11年大阪市規則第65号。以下「規則」という。）第38条第１項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、都市計画対象事業（対象事業が都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第５項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業をいう。以下同じ。）」と、同項第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同項第２号から第４号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第２項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第９条及び第10条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第11条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第２項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第12条及び第13条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第１号中「第７条第１項第１号から第３号までに掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地、都市計画対象事業の名称、目的及び内容並びに都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」と、同項第４号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第７号エ中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第２項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「別表に掲げる対象事業の種類ごとに市規則で定める時期」とあるのは「市規則で定める時期」と、条例第14条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第15条第２項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第16条、第17条及び第19条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第20条第１項中「市規則で定める期間内に、当該準備書」とあるのは「当該準備書」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第21条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第１号中「第13条第１項各号」とあるのは「規則第41条第２項の規定により読み替えて適用される第13条第１項各号」と、同条第２項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第22条第２項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第30条の見出し中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業に係る工事が完了する」とあるのは「第22条第１項の規定による公告が行われる」と、「を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当する」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更をしようとする」と、「当該変更を行う」とあるのは「当該事項の変更が行われる」と、「当該変更が」とあるのは「当該事項の変更が」と、同条第３項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「前章」とあるのは「第４章」と、「環境影響評価、事後調査」とあるのは「環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第４項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「環境影響評価、事後調査」とあるのは「環境影響評価」と、同条第５項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者に」とあるのは「都市計画に係る事業者に」と、条例第31条の見出し中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第29条第２項の規定による通知を受けるまで（同条第３項の規定により必要な措置を講ずるよう求められた場合においては、市長が定める時期まで）」とあるのは「第22条第１項の規定による公告が行われるまで」と、同項第１号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めない」と、同項第２号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」とする。

３　条例第33条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第４条から第９条まで、第12条から第18条まで、第21条、第22条、第25条から第27条まで、第38条第２項から第４項まで及び第39条第４項（第５号を除く。）の規定の適用については、第４条第１号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業（対象事業が都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第５項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業をいう。以下同じ。）」と、同条第２号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第５条中「事業者は」とあるのは「第38条第１項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は」と、同条第１号中「事業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称、主たる事務所の所在地」と、同条第２号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第６条第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第２号及び第３号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第７条第２号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第８条第２号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第９条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第２号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第12条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第５条各号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに都市計画対象事業の名称」と、同条第２項中「別表第２の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為（同欄に２以上の行為が掲げられている場合にあっては、これらの行為のうちいずれか最初に行われる行為）」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画について都市計画法第17条第１項の規定による公告」と、第13条中「第６条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第６条」と、第14条中「第７条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第７条」と、第15条第１項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第２項第１号中「第６条第１号から第３号までに掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地、都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業の実施を予定している区域」と、同条第３項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第４項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地並びに都市計画対象事業の名称」と、同項第４号、同条第５項及び第６項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地並びに都市計画対象事業の名称」と、第16条中「第８条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第８条」と、第17条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「第９条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第９条」と、第18条第２項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地並びに都市計画対象事業の名称」と、同条第３項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第21条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第22条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「第９条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第９条」と、第25条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第５条各号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに都市計画対象事業の名称」と、第26条第１号中「第６条第１号から第３号までに掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地、都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業の実施を予定している区域」と、第27条中「第７条」とあるのは「第41条第３項の規定により読み替えて適用される第７条」と、第38条第２項中「対象事業」とあるのは「都市計画に係る事業」と、同条第４項第１号中「第６条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地並びに都市計画対象事業の名称、種類及び規模」と、同項第２号中「対象事業の」とあるのは「都市計画に係る事業の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、第39条第４項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地並びに都市計画対象事業の名称」と、同項第２号中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、同項第３号中「第31条第１項各号」とあるのは「第31条第１項第１号又は第２号」とする。

（都市計画に係る手続との調整）

第42条　都市計画決定権者は、都市計画対象事業に係る都市計画の案について、都市計画法第18条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定により大阪府都市計画審議会に付議しようとするとき又は同法第19条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定により大阪市都市計画審議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、その決定に関する事務を大阪府に委託した都市計画対象事業に係る都市計画の案にあっては、大阪府都市計画審議会）に付議しようとするときは、これらの審議会に当該都市計画対象事業に係る評価書の写しを提出するものとする。

２　前条第２項の規定により読み替えて適用される条例第22条第１項の規定により市長が行う公告は、都市計画決定権者が定める都市計画対象事業に係る都市計画についての都市計画法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

３　都市計画決定権者は、都市計画法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、都市計画対象事業に係る都市計画に係る同法第14条第１項の図書の写しを送付するときは、当該図書に当該都市計画対象事業に係る評価書の写しを添付するものとする。

４　都市計画決定権者は、都市計画対象事業に係る都市計画についての都市計画法第20条第２項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第１項の図書又はその写しを縦覧に供する場合には、当該都市計画対象事業に係る評価書の写しを併せて縦覧に供するものとする。

（事業者の届出等）

第43条　都市計画決定権者は、都市計画対象事業に係る都市計画について、都市計画法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による告示を行ったときは、速やかに第７号様式による事業者届出書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の事業者届出書の提出を受けたときは、当該都市計画対象事業に係る評価書を事業者に送付するものとする。

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第44条　事業者が条例第７条の規定により方法書を作成してから市長が条例第８条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業又は対象事業に係る施設（第３項において「対象事業等」という。）を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第33条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

２　前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

３　市長が条例第８条の規定による公告を行ってから条例第15条第１項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第33条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

４　第２項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

５　市長が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条第１項の規定による公告を行うまでの間において、第３項の都市計画につき都市計画法第17条第１項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第３章及び第４章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第33条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条第１項の規定による公告が行われた後、速やかに都市計画決定権者に当該公告に係る同項の評価書を送付しなければならない。

６　第42条第１項及び第３項の規定は、前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者について準用する。

（事業者の協力）

第45条　都市計画決定権者は、事業者に対し、条例第33条の規定による環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

（対象港湾計画の要件）

第46条　条例第35条第１項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の変更は、当該変更後の港湾計画に定められる埋立て等区域（港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）をいう。）の面積の合計が100ヘクタール以上であるものとする。

（港湾環境影響評価その他の手続）

第47条　第11条から第27条まで、第38条第２項から第４項まで及び第39条第４項（第５号を除く。）の規定は、条例第35条第１項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第11条中「第13条第１項第９号」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第13条第１項第９号」と、「第４条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第12条第１項中「第13条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第13条第２項」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、「第５条各号に掲げる事項」とあるのは「大阪港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、同条第２項中「第13条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第13条第２項」と、「別表第２の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為（同欄に２以上の行為が掲げられている場合にあっては、これらの行為のうちいずれか最初に行われる行為）が行われる」とあるのは「港湾法（昭和25年法律第218号）第３条の３第３項の規定により当該港湾計画の変更について大阪市港湾審議会に諮問する」と、第13条中「第15条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第15条第１項」と、「第６条第４号」とあるのは「第６条第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第２号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「条例第35条第１項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）の名称及び第46条の埋立て等区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積」と、同条第３号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる条例第34条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）」と、同条第４号」と、「第14条」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第14条」と、「第17条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第17条第１項」と、第14条中「第15条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第15条第１項」と、「準備書等」と」とあるのは「準備書等」と、同条第２号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と」と、第15条第１項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第１項」と、同条第２項中「第16条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第２項」と、同項第１号中「第６条第１号から第３号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施を予定している区域」と、同項第２号中「第14条」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第14条」と、同条第３項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第２項」と、同条第４項中「第16条第３項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第３項」と、同項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第４号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第５項中「第16条第４項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第４項」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第６項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第16条第４項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第16条第４項」と、同項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、第16条中「第17条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第17条第１項」と、「第８条第３号」とあるのは「第８条第２号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第３号」と、第17条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第17条第３項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第17条第３項」と、「第９条第３号」とあるのは「第９条第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第２号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第３号」と、「第17条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第17条第１項」と、第18条第１項中「第18条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第18条第１項」と、同条第２項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同条第３項及び第21条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第22条の見出し中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条中「第19条後段」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第19条後段」と、「第９条第３号」とあるのは「第９条第１号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地」と、同条第２号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第３号」と、「第19条に」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第19条に」と、第23条中「第20条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第20条第１項」と、「第17条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第17条第１項」と、第24条中「第21条第１項第６号」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第21条第１項第６号」と、「第４条第２号に掲げる事項」とあるのは「対象港湾計画の策定の経緯」と、第25条中「第21条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第21条第２項」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第５条各号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに対象港湾計画の名称」と、第26条中「第22条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第22条第１項」と、同条第１号中「第６条第１号から第３号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地、対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施を予定している区域」と、第27条中「第22条第１項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第22条第１項」と、「評価書」と」とあるのは「評価書」と、同条第２号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と」と、第38条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第２項中「第30条第１項ただし書」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第30条第１項ただし書」と、「対象事業に係る環境影響（条例第２条第１項に規定する環境影響をいう。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が環境に及ぼす影響」と、同条第３項中「第30条第１項ただし書」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第30条第１項ただし書」と、同条第４項中「第30条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第30条第２項」と、同項第１号中「第６条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積」と、同項第２号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、第39条の見出し中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同条第４項中「第31条第２項」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第31条第２項」と、同項第１号中「第９条第１号及び第２号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに対象港湾計画の名称」と、同項第２号中「対象事業の」とあるのは「対象港湾計画に定められていた港湾開発等の」と、「区域又は当該対象事業を実施した区域」とあるのは「区域」と、同項第３号中「第31条第１項各号のいずれかに」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第31条第１項第１号又は第２号に」と、同項第４号中「第31条第１項第２号」とあるのは「第35条第２項において準用する条例第31条第１項第２号」と読み替えるものとする。

第８章　雑則

（立入検査職員証）

第48条　条例第42条第２項の証明書の様式は、第８号様式のとおりとする。

（施行の細目）

第49条　この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成11年６月12日から施行する。ただし、第１章、附則第４項及び第５項並びに別表第１の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、大阪市環境影響評価要綱（平成７年７月14日制定。以下「要綱」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、条例附則第２条の規定により、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

⑴　要綱第６条第１項の規定による市長への提出を経た環境影響評価実施計画書　条例第８条の手続を経た方法書

⑵　要綱第７条の規定により市長が要綱第６条第１項の計画書の修正及び再提出を求める旨を記載した書類　条例第10条第１項の書面

⑶　要綱第８条第１項の規定により作成された環境影響評価準備書であって、要綱第10条第１項の公告及び縦覧並びに要綱第11条第１項又は第４項の規定による周知の手続を経たもの

条例第15条及び第16条の手続を経た準備書

⑷　要綱第13条第１項の規定による事業者への送付を経た要綱第12条第２項の事業者に対する意見書　条例第17条第２項の手続を経た同項の書類

⑸　要綱第15条の規定によりまとめられ、その写しを事業者に送付された公述意見書　条例第19条の手続を経た同条に規定する公述意見書

⑹　要綱第17条第１項の規定により作成された審査意見書であって、同条第４項の規定により事業者に送付されたもの　条例第20条第１項の書面

⑺　要綱第18条の規定による市長への提出を経た環境影響評価書であって、要綱第19条第１項の規定による公告及び縦覧の手続を経たもの　条例第22条第１項の手続を経た評価書

（条例附則第３条第１項の市長が定める軽微な変更等）

３　第38条第２項及び第３項の規定は、条例附則第３条第１項の市長が定める軽微な変更及び同項の市長が定める変更について準用する。

（条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出）

４　条例附則第４条第１項の規定により環境影響評価その他の手続を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

⑴　条例の施行後に事業者となるべき者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

⑵　条例附則第４条第１項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業（次号において「事業」という。）の名称、種類及び規模

⑶　事業の実施を予定している区域

（条例附則第４条第３項の規定による公告）

５　条例附則第４条第３項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項（条例の施行後に事業者となるべき者の連絡先を除く。）その他市長が必要と認める事項について行うものとする。

附　則（平成11年６月８日規則第79号）

この規則は、平成11年６月12日から施行する。

附　則（平成11年10月１日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年４月１日規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年４月１日規則第83号）抄

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第58号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年６月25日規則第111号）

この規則は、平成16年７月１日から施行する。

附　則（平成17年９月22日規則第134号）

この規則は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成18年１月27日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第116号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月21日規則第21号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月19日規則第144号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月31日規則第71号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第34号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第128号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第122号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月17日規則第189号）

この規則は、平成27年７月19日から施行する。

附　則（平成28年３月30日規則第63号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第89号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和元年５月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第49号）

この規則は令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月29日規則第130号）

この規則は令和３年11月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第86号）

この規則は令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月25日規則第87号）

この規則は令和５年５月26日から施行する。